

岡崎市監査委員公告第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項並びに岡崎市
監査基準第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき実施した工事監査の結果は、別紙の
とおりである。

令和 7 年 3 月 27 日

岡崎市監査委員	高	橋	重	長
同	石	川	真	司
同	畑	尻	宣	長
同	杉	浦	久	直

工 事 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する随時監査

2 監査の対象

矢作川右岸南北道路 道路改良工事（週休2日）（土木建設部道路建設課）

3 監査の実施期間

令和6年10月23日～令和7年3月27日

現地調査日 令和7年1月14日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び工事の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかについて監査した。

- (1) 工事が予算の所期する目的に適合しているか。
- (2) 工事が設計図書及び仕様書のとおりできているか。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取し、かつ現地調査を実施した。

また、監査にあたっては技術的観点を主眼としたため、公益社団法人大阪技術振興協会の協力を得て実施した。公益社団法人大阪技術振興協会からは、監査の対象工事については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められ、計画どおりに実施管理され、総括的に良好であるとの報告があった。

6 監査の結果

各項目は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているとおおむね認められた。

工事の概要

矢作川右岸南北道路 道路改良工事（週休 2 日）

1 工事場所

岡崎市矢作町地内

2 工事の目的

本工事は、国道 1 号から北の矢作地区に不足する南北交通のネットワークの強化を図ることで、その他の幹線道路や地域の生活道路で発生をしている渋滞を緩和し、快適で住みやすい住環境を創出することを目的に整備を進めている。

3 工事の概要

工事延長 L = 160m

側溝工 L = 290m

舗装工 A = 2, 033m²

4 工事請負業者

株式会社東洋技建

5 設計業務

株式会社千代田コンサルタント

6 事業費（消費税及び地方消費税を含む。）

契約金額 58, 219, 700円

7 契約工期

令和 6 年 7 月 10 日～令和 7 年 3 月 18 日

8 工事進捗率（令和 6 年 12 月末現在）

30. 7%